

○大阪市景観計画の屋外広告物に関する行為の制限のうち、
大阪市屋外広告物条例施行規則の許可基準へ反映する内容

赤字…現行許可基準に新たに追加するもの
 青字…現行許可基準に上乘せするもの
 茶色…別途、市長が定めるものとして現行許可基準に新たに追加するもの
 緑字…定性的等の理由で現行許可基準に反映しないもの
 黒字…現行許可基準と同様のもの

| 区 域 | 中之島地区 | 御堂筋地区 | | 堺筋地区 | | 四つ橋筋地区 | なにわ筋地区 | 土佐堀通地区 | 国道2号地区 |
|-----------------------------|--|---|--|---|--|--------|--|--------|---|
| | | 大阪駅前～土佐堀通 | 長堀通以南 | 土佐堀通～長堀通 | 長堀通以南 | | | | |
| 意匠等【共通】 | ・地区の良好なまちなみの形成に資するものとする。 | | | | | | | | |
| | ・周辺のまちなみ、水辺景観や建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。★ | ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、風格ある御堂筋沿道にふさわしい落ち着いたものとする。 | ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。 | ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものとする。★ | ・周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、明度の高いものとする。 | | | | |
| 屋外広告物 | ・壁面広告物及び突出広告物は、建築物の低層部に掲出するよう努める。 | | | | | | | | |
| | ・広告物の意匠等は次の各号を満たすよう努める。 ア 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 イ 広告物は集約して設置し、なお複数設置する場合は、統一したデザインとする。 ウ 文字は、切り文字や箱文字とする。 エ 地色は、壁面と同系色とする。 オ 高彩度の利用を抑える。 カ 人物、キャラクターの意匠は使用しない。 キ 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用しない。 ク 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとする。 | | | | | | | | |
| 屋上広告物 広告塔(屋上) 広告板(屋上) | ※景観計画には定性的な基準しかないため、規則においては、右記の基準とする。 | | ・表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限る。 | | ・ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。◆ | | ・ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。◆ | | ただし、谷町筋・御堂筋間及び四つ橋筋・なにわ筋間の北側敷地並びに御堂筋・四つ橋筋間の南側敷地の建築物の北面への表示内容は、原則として自己の建築物の名称に限り、また、意匠は地色を外壁面と同系色とする、高彩度の利用を抑えるなど、建築物と一体的にデザインされたものとする。 |
| 参考資料 1 | ・文字の大きさは、縦横それぞれ2m以内、ロゴマークの大きさは、縦横それぞれ3m以内とし、コンパクトにまとめる。 | | | | | | | | |
| 参考資料 2 | 広告物の高さは、これを設置する箇所の建築物の高さの5分の1以内かつ4m以内とする。ただし、設備機器を隠すもの、又は塔屋の高さに揃えるものなど、景観形成に資するものについては緩和(ただし、原則6m以内)することができる。 | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|-------|--|---|---|---|--|--|---|
| 壁面広告物 | <ul style="list-style-type: none"> 表示内容は、建築物の高さ10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。▲ | <ul style="list-style-type: none"> 中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、建築物の高さ10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。 | — | — | <ul style="list-style-type: none"> 中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面への表示内容は、建築物の高さ10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。▲ | <ul style="list-style-type: none"> 谷町筋・御堂筋間及び四つ橋筋・なにわ筋間の北側敷地並びに御堂筋・四つ橋筋間の南側敷地の建築物の北面への表示内容は、建築物の高さ10m以下の部分へは、原則として自己の氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称、建築物の高さ10mを超える部分へは、原則として自己の建築物の名称に限る。 | — |
|-------|--|---|---|---|--|--|---|

| 区 域 | 中之島地区 | 御堂筋地区 | | 堺筋地区 | | 四つ橋筋地区 | なにわ筋地区 | 土佐堀通地区 | 国道2号地区 | |
|----------------------------------|--|---|---|--|---|---|--|--------|--------|---|
| | | 大阪駅前～土佐堀通 | 長堀通以南 | 土佐堀通～長堀通 | 長堀通以南 | | | | | |
| 壁面広告物 | — | <ul style="list-style-type: none"> 建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、外壁面積の10分の1以内とする。■ | — | <ul style="list-style-type: none"> 建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、外壁面積の10分の1以内とする。■ | — | <ul style="list-style-type: none"> 建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、外壁面積の10分の1以内とする。■ | <ul style="list-style-type: none"> 建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、外壁面積の10分の1以内とする。■ | — | | |
| 参考資料3 参考資料4 | <ul style="list-style-type: none"> 建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面については、表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。▼ | <ul style="list-style-type: none"> 建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の3分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。ただし、建築物の高さが10m以下の部分への設置については、特に秩序ある配置、デザインとするよう努める。▲ | — | <ul style="list-style-type: none"> 建築物の各面ごとの表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の3分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。ただし、建築物の高さが10m以下の部分への設置については、特に秩序ある配置、デザインとするよう努める。▲ | <ul style="list-style-type: none"> ただし、中之島地区に面する建築物の、中之島地区に面する面については、表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。▼ | <ul style="list-style-type: none"> ただし、谷町筋・御堂筋間及び四つ橋筋・なにわ筋間の北側敷地並びに御堂筋・四つ橋筋間の南側敷地の、建築物の北面については、表示面積の合計は、50㎡以内とし、かつ、建築物の高さが10m以下の部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内、建築物の高さが10mを超える部分へはその部分の外壁面積の10分の1以内とする。 | — | | |
| 参考資料5 | <ul style="list-style-type: none"> 建築物の間口が80mを超える建築物については、建築物の間口が80mを超える部分ごとに、当該面積基準に則り表示面積を加算することができる。 | | | | | | | | — | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 外壁面からの出幅は、30cm以内とする。 | | | | | | | | — | |
| 地上広告物 広告塔(地上) 広告板(地上) | <ul style="list-style-type: none"> 地上広告板の地上から広告板の上端までの高さは、5m以内、地上広告塔の地上から広告塔の上端までの高さは、10m以内とする。 表示面積は、1面につき5㎡以内とする。 表示面積の合計は、10㎡以内とする。ただし、敷地面積が1,000㎡を超える場合は、敷地面積の100分の1以内とすることができる。 道路に突出するものについては、道路への突出幅及び道路に突出する部分の下端の高さは、突出広告物の基準による。 通行の妨げにならないものとする。 | | | | | | | | | — |
| 参考資料6 | | | | | | | | | | |
| 突出広告物 | <ul style="list-style-type: none"> 歩道への突出幅は、歩道幅4m以上の場合1.2m以内、歩道幅4m未満の場合0.8m以内とする。★ | <ul style="list-style-type: none"> 歩道への突出幅は、1.0m以内とする。 | <ul style="list-style-type: none"> 歩道への突出幅は、歩道幅4m以上の場合1.2m以内、歩道幅4m未満の場合0.8m以内とする。★ | | | | | | — | |
| 参考資料7 | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|------|---|---|---|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・歩道に突出する部分の下端の 高さは、3 m以上とする。 ただし、歩道への突出幅が、歩道幅 4 m以上では 0.9m以内、歩道幅 4 m未満では 0.6m以内のもの にあつては、2.5m以上と することができる。◆ | <ul style="list-style-type: none"> ・歩道に突出する部分の下端の 高さは、3 m以上とする。た だし、歩道への突出幅が 0.8 m以内のものにあつては、 2.5m以上とすることができ る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・歩道に突出する部分の下端の高さは、3 m以上とする。ただし、歩道への突出幅が、歩道幅 4 m以上では 0.9m以内、歩道幅 4 m未満では 0.6m以内のものにあつては、2.5m以上とすることができる。◆ | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・複数設置する場合は、一列に配置するよう努める。 | | | | |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・点滅又は回転等をしないこと。ただし、<u>可変表示式屋外広告物について、別に定めがある場合は、これによるものとする。</u> ・暫定利用、イベント対応時について、<u>別に定めがある場合は、これによるものとする。</u> | | | | — |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ガラス面については、建築物の高さが 10m以下の部分へ設置する広告物で、<u>外観と一体的にデザインされたもののみ</u>設置することができる。 | | | | |
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。 ・屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。■ | <ul style="list-style-type: none"> ・他の重点届出区域、広告物景観形成地区又は屋外広告物ガイドプラン指定地区と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。ただし、屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区と重複する敷地については、当該街路に面する面は重点届出区域の基準を、道頓堀川又は道頓堀通に面する面は屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区の基準を優先する。 ・屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。 | ※ (枠外に記載) | <ul style="list-style-type: none"> ・他の重点届出区域と重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。 ・屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。■ | |

- ※・他の重点届出区域又は屋外広告物ガイドプランと重複する敷地については、双方の基準を満たすものとする。ただし、屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区と重複する敷地については、当該街路に面する面は重点届出区域の基準を、道頓堀川又は道頓堀通に面する面は屋外広告物ガイドプラン道頓堀地区の基準を優先する。
- ・屋外広告物条例の許可の対象とならない規模の屋外広告物やガラス面の内側に貼り付けられる広告物については、別途、都市景観条例に基づく届出の対象とする。